



6 パソコンのリサイクル(資源有効利用促進法)

これまでパソコンは不燃ごみや粗大ごみとして市町村で回収され、ほとんどが埋め立て処分されていましたが、パソコンはメーカーが自ら回収し、リサイクルすることが可能な製品であることから、ごみの減量と資源の有効利用の促進のため、資源有効利用促進法の「指定再資源化商品」に指定されました。

対象となる機器

デスクトップ型パソコン(本体)、ノートブック型パソコン、ブラウン管型・液晶ディスプレイ
パソコンと一緒に回収される付属品は、マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなどの購入した時の標準添付品です。



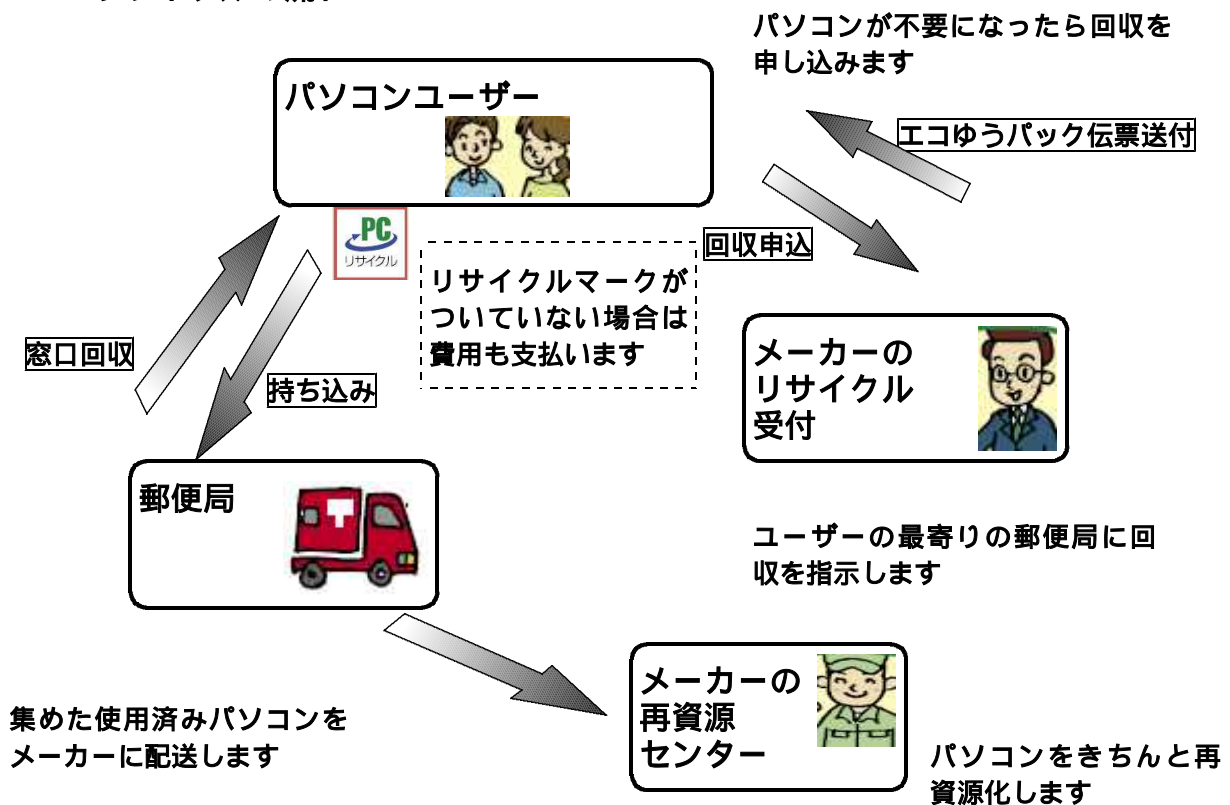
関係者の役割

消費者：リサイクル料金の支払い(*1)、パソコンメーカーへの引き渡し
パソコンメーカー、輸入販売業者など：回収し、リサイクルする

*1)平成15年10月以降に購入したパソコンで、販売価格にリサイクル料金が含まれているものには、PCリサイクルマークがついています。なお、このマークがついていないパソコンについては、排出時にリサイクル料金がかかります。



リサイクルの流れ







■家庭系パソコン回収リサイクルシステム

